

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 6 年 6 月 5 日
中小企業庁事業環境部調査室

民間競争入札実施事業
「中小企業実態基本調査」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

市場化テスト第 2 期においては、以下の改善を行った。

○業務内容、評価項目の明確化、目標水準の緩和

- ・対応が必要となる業務量や類似実績として認める範囲を明確化した。
- ・目標とする回収率及び有効回答率を緩和（減少）した。

○入札スケジュールの見直し、事業内容の情報開示

- ・事業者へのヒアリングにより、入札に関するスケジュールがタイトであることが課題としてあったため、入札公告期間（公告日～提案締切）を標準（20 日）より 16 日長い 36 日を確保した（第 1 期に続いての措置）。
- ・調査関係書類等の事業内容に関する情報開示（入札公告期間中、閲覧可能）を行い、新規事業者の参入を促進した。（第 1 期に続いての措置）

○再委託・入札参加グループの可否の明記

- ・本事業の一部について、再委託が可能であることを明記した。（第 1 期に続いての措置）
- ・単独で本事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループとして参加することが可能であることを明記した。（第 1 期に続いての措置）

○広報の実施

- ・入札参加が期待される分野の協会に依頼し、実施要項案に対する意見募集や入札公告について会員企業への周知を行った。

○その他

- ・第 1 期及び第 2 期は国庫債務負担行為による 3 カ年度事業として調達した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

■実施可能な事業者が限定される要因

(市場の特殊性について)

本調査の対象となる企業の抽出方法は、「標本調査」(※)として、産業中分類・従業者規模別層化無作為抽出(目標精度を設定し、層別の売上高の分散を考慮し抽出)により選定しているが、抽出において、詳細調査票・簡易調査票(調査票の種類)別の抽出数を確保することに加え、外れ値企業の選定やローテーションサンプリングの状態別に抽出数を調整している。また、法人企業統計調査(財務省)等の他統計調査との重複是正も実施している。

さらに、「産業中分類・従業者規模別」「産業中分類別」「産業大分類・従業者規模別」の3区分の層化において、全体分(詳細調査票及び簡易調査票)とうち詳細調査票の2つの目標精度を満たしうる最小の標本サイズを計算する等の精緻な作業が必要なため、本調査の業務に対応できる事業者が限られている。

※ 標本調査とは、調査対象の母集団の中からその一部(標本)を抽出し、標本のデータに基づいて、母集団について推計を行う手法

企業活動の実態(売上高・売上金額等)を把握するため、政府が実施する比較的規模が大きい統計調査(標本調査)として、以下が存在しているが、抽出方法はいずれもローテーションサンプリングを採用しているものの等確率系統抽出・均等配分が主であり、本調査の抽出方法と比べて、比較的簡略な抽出方法となっている。

- ・法人企業統計調査(財務省)
- ・個人企業経済調査(総務省)

なお、両調査とも抽出作業については民間企業に外注していない。

本調査の標本抽出作業を実施できると考えていたシンクタンクについて、一部のシンクタンクは上述の抽出方法により本調査の対象となる企業を抽出することは可能だが、コスト面で予算内に納めることが難しく、また、実施業務に創造性・独創性を生み出す余地が少なく、提案要素も少ないため、実質、応札には至らない可能性が高いことから、本業務に対応可能な事業者が限られている。

(関連政策、関係法令等の抜本的見直しが必要となる点について)

本調査は、商工業実態基本調査の後継として、中小企業基本法における「中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。」に基づき実施している統計法上の一般統計調査であり、中小企業政策に必要な財務情報、経営情報及び設備投資動向を捕捉するものである。

統計法では、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づき、統計の品質向上や総合的品質管理（TQM）に取り組むこととされており、調査計画において調査の対象や標本抽出手法、調査項目、調査方法等の制約を受ける。このため、後述の統計調査に係る業務負荷の抜本的な軽減に向けた業務の簡素化は、改正統計法及び基本計画の趣旨である「公的統計の品質の確保と向上」とは相容れないほか、産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会における「経済産業政策新機軸部会 第2次中間整理」（令和5年6月27日）では、EBPM・データ駆動型行政の実現に向けた政策効果のモニタリングの必要性やデータ整備・活用の拡大が行われており、むしろ中小企業政策のEBPMの拡大に向けて、本調査は一層の役割の拡大を求められているところ、実施状況の改善に向けた本調査の業務負荷の軽減は、こうした既存の政策の方向性や関連法令の抜本的な見直しを要する。

■競争性改善のための分割の検討

本調査業務の円滑な実施には、標本調査の性質上、標本抽出・調査名簿作成業務と推計・集計業務は一連の業務とする必要があり、さらに、産業中分類・従業者規模別の回収状況や企業単位で拡大推計をするための乗率を更新・管理する観点から、調査票回収業務、督促業務、疑義照会業務、個票審査業務との緊密な連携も不可欠。各業務の過程で連携が不十分であると、調査の遅延や、調査結果の精度悪化等調査の信頼性や有用性を損ねる可能性がある。

仮に業務を分割した場合でも、特に、推計・集計業務とその前段階の業務（個票審査業務等）との間で緊密な連携を確保するためには、契約期間を重複させ個票データと集計データを相互に検証することとなるため、経費が増加する可能性がある。

このため、分割した調査業務の実施はできない。

なお、競争性確保の観点から、グループ入札や外部委託は可能としている。